朝倉市木造戸建て住宅耐震改修等補助金の手続きの流れ

工事の流れ

見積

契約
着工

完成
支払

申請者　　朝倉市

事前協議

⇩

耐震診断

⇩

交付申請
様式1号及び添付書類を都市計画課窓口に提出します。契約、着工前でないと受理できません。

⇨

審査
申請者が提出した書類を朝倉市が審査します。

⇩

決定通知
申請から10日程で決定通知書を申請者に郵送します。

⇦

決定者

事業の着手
決定通知書記載の決定日以降に、すみやかに業者と契約し、着工します。

工事に変更が生じるとき

変更申請
変更工事を行う前に、様式第3号と添付書類を都市計画課に提出します。

⇨

審査
申請者が提出した書類を朝倉市が審査します。

⇩

変更決定通知
申請から7日程で変更決定通知書を申請者に郵送します。

⇦

変更工事着手
変更決定通知書記載の決定日以降に変更工事に着手してください。

実績報告
工事が終了し、業者への支払いが終わったら、様式第5号と添付書類を提出します。
※2月末まで

⇨

審査
申請者が提出した書類を朝倉市が審査します。市の職員が現地で確認する場合があります。

⇩

確定通知
実績報告から7日程で確定通知書を申請者に郵送します。

⇦

補助金請求
確定通知書を受け取ったら請求書と振込口座情報が確認できるものを提出します。
（通帳の写し等）

⇨

補助金支払い
請求書受領後30日以内に申請者の口座に補助金を振り込みます。
※振込の通知は行いません。

⇦